

令和8年1月26日

令和7年度第10回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和8年1月26日(月)

午後1時30分開会～午後3時25分閉会

2. 場所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

報告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報告 4 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第47号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第48号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について

4. 出席農業委員(25名)

1番 菅原 ひろみ 委員

2番 小野寺 正 晃 委員

3番 布塚 幸子 委員

4番 中本 奈美 委員

5番 白川 知則 委員

6番 高橋 順子 委員

7番 佐々木 ひろ子 委員

8番 櫻井 正幸 委員

9番 齋藤 真理子 委員

10番 菅原 清一 委員

11番 佐々木 正彦 委員

12番 下山 信行 委員

13番 高橋 英理子 委員

14番 只埜 和臣 委員

15番 鈴木 至 委員

16番 佐藤 裕之 委員

18番 佐々木 俊通 委員

19番 佐々木 大 委員

20番 中森 昭悦 委員

21番 中鉢 守 委員

22番 菅原 まり子 委員

23番 今野 久男 委員

24番 中條 泰洋 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

5. 出席農地最適化推進委員(3名)

5 番 高 橋 秀 一 委員

6 番 渡 邊 正 彦 委員

7 番 草 刈 俊 継 委員

6. 欠席委員(1名)

17 番 佐 藤 伸 幸 委員

7. 議案提案者

会 長 佐々木 政 直

8. 出席職員

事務局長 竹 内 満 博

事務局次長 三 浦 伸 一

事務局長補佐 星 充 浩

事務局長補佐 桑 添 滋 行

主幹兼係長 石 垣 佳 子

主幹兼係長 湯 山 栄 大

主事 門 脇 啓 太

主事 鈴 木 聖 己

主査 千 葉 浩 汰

再任主査 相 澤 勝 博

主査 加 藤 邦 彦

主事 佐 野 敏 光

主事 及 川 隆 司

午後 1 時 30 分開会

事務局(桑添事務局長補佐)

ただいまから、令和7年度第10回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(桑添事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

佐々木会長、よろしく願いいたします。

議長(佐々木政直会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、17番佐藤伸

幸委員であります。なお、17番佐藤伸幸委員より欠席の届出があります。

出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和7年度第10回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定について、お諮りいたします。会期を本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。13番高橋英理子委員、14番只埜和臣委員にお願いいたします。

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局次長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星事務局次長補佐）

〔報告1～4の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から4の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。議案第44号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」番号207については取下げとなりましたので、番号190から206、208から220までの30案件について審

議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第 44 号番号 202 の 1 案件については、■番委員が関係する案件であります。この 1 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 44 号番号 202 の 1 案件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席願います。■番委員退席願います。

[■番 ■委員 退室]

議長（佐々木政直会長）

議案第 44 号番号 202 の 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 44 号番号 202 の 1 案件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 44 号番号 202 の 1 案件について許可と決定いたします。■番委員の入室を認めます。

[■番 ■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 44 号番号 190 から 201, 203 から 206, 208 から 220 の 29 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。5 番委員。

5 番（白川知則委員）

番号 218 について、現地調査を行っておりますので、報告させていただきます。

目的としては、経営規模拡大で、賃貸借の設定期間は5年となります。現地を確認した結果、規模拡大を阻害する農地ではないことを確認してきました。以上、報告です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第44号番号190から201、203から206、208から220の29か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第44号番号190から201、203から206、208から220までの29か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号16から18までの3か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。11番委員。

11番（佐々木正彦農地委員長）

1月23日金曜日午前9時から、農業委員9番委員、12番委員、13番委員、推進委員5番委員、6番委員、7番委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので報告いたします。

番号16を13番委員お願ひいたします。

13番（高橋英里理子委員）

番号16を報告いたします。転用目的は、資材置場の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と雑種地に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がさ

れていました。現地調査当日は雪が積もっていたので、足で雪を払ってみますと、碎石が敷かれているような状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、無断転用に該当するものと思われます。以上です。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 17 を 5 番推進委員お願いいたします。

5 番（高橋秀一推進委員）

番号 17 を報告いたします。転用目的は、敷地拡張です。申請地周辺の状況は、住宅地に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、既に盛土されており、碎石及び建物の一部が既に建設されていきました。農地区分は、おおむね 10 h a に満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、碎石及び建物の一部が既に建設されており、無断転用に該当するものと思われます。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 18 を 7 番推進委員お願いいたします。

7 番（草刈俊継推進委員）

番号 18 を報告いたします。転用目的は、土地形状変更盛土のための一時転用するものです。申請地周辺の状況は、田と山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていきました。農地区分は、おおむね 10 h a 以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、10 年以内の一時的な転用です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

以上で現地調査報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 45 号番号 16 から 18 までの 3 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。10 番委員。

10 番（菅原清一委員）

番号 16 について伺います。既に敷砂利や碎石が敷かれており、車の出入口のようになっており無断転用となった経緯等の詳しい説明をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請人が令和5年頃におおよそ3m幅で、南側から北側に抜ける通路として使用するために砕石を敷いたと伺っています。申請地の南側に道を挟み、すぐに申請人の自宅があり、また申請地の北側に隣接している資材置き場に向かうために自宅から資材置き場の間の通路として使用するために砕石を敷いたと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

10番委員，よろしいでしょうか。

10番（菅原清一委員）

了解しました。申請人が令和5年5月から砕石を敷き、通路として利用しているのであれば、今回は申請人より始末書の提出をお願いすることが妥当ではないかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

番号16に関連して、そのほか質疑ございませんか。なければ、番号16については、申請により会長及び県知事宛に始末書の提出を求め県に進達するということでよろしいでしょうか。異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号17について伺います。現地調査報告で盛土され砕石が敷かれ建物が建っていたと報告がありましたが、それに関わる経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地については、既に他界している申請人の父親が、平成15年頃に車庫と駐車場として利用するために砕石を敷き、庭として利用していました。車庫については、一部10㎡ほどが、今回の申請地にはみ出している状況で、また今回

申請農地のうち、おおよそ 70 m²に碎石が敷かれ、駐車場として利用している状況でありました。残りの面積については、法面というような状況であります。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員，よろしいでしょうか。

18 番（佐々木俊通委員）

了解しました。平成 15 年頃から他界した父親が利用されていたことになりま
すので，今回は申請人より顛末書の提出をお願いすることが妥当ではないかと思
います。

議長（佐々木政直会長）

番号 17 に関連して，そのほか質疑ございませんか。なければ，番号 17 につい
ては，申請により会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め，無断転用である旨の
意見を付して県に進達するというところでよろしいでしょうか。異議ございませ
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

番号 18 について伺います。転用事由に土地形状変更（盛土）とありますが，詳
しく教えてください。例えば，何かの事業に使うなど，そのような情報を教えて
ください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地については，盛土をして牧草を植え，最終的には農地として利用するこ
とになっています。しかしながら，通常の営農に関する盛土の場合は，半年以内
であれば現状変更届で可能となりますが，それ以降の期間については，作物が作
付けできない期間が半年以上に及びますので，通常の転用申請が必要になります。
こちらの転用申請は，工期が 10 年間となりますが，農地法上，一時転用として
認められるのは，3 年以内の一時転用となっています。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員，よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

事務局が説明したとおり一時転用であれば3年間までとなりますので，10年間は無理ではないかと考えます。

議長（佐々木政直会長）

番号18に関連して，そのほか質疑ございませんか。18番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

10年かけて盛土する理由はどういうことになるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

理由について，申請地は現在，3段の棚田（3枚の圃場）となっています。今回の計画は最も低い農地を，一番上の農地に高さを合わせるため，最大5.5mの盛土を行うものです。本申請地は，盛土規制法の対象となるため，同法に基づく申請も行われています。一度に5mの盛土を行うと崩壊や雪崩の恐れがあることから，段階的に盛土を行っていく計画になっています。工期が10年と長期にわたる理由は，盛土後に土地を安定させるための休止期間を設ける必要があるためです。

議長（佐々木政直会長）

18番委員，よろしいでしょうか。

18 番（佐々木俊通委員）

4筆あると思いますが，例えば1枚ずつ盛土するにしても，現状変更という方法や一時転用で対応できると思います。現状復帰がおそらく基本になると思いますが，この転用期間10年が過ぎた後，どのようになるのか，教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

まず一時転用の扱いについてですが，本計画はあくまでも盛土をする計画のため，工事期間中は耕作ができません。そのため，一時転用という形での転用申請となります。盛土により高さが変わりますが，工事完了後は再び耕作を開始する

形になります。ご指摘のとおり、筆としては4筆ですが、田としては3枚になっております。3年以内の工期で1枚ずつ施工する方法も可能です。事務局としましては、3年以内の一時転用とし、1枚ずつ施工する計画への再検討を代理申請人に説明いたしました。しかしながら、盛土規制法の関係もあり、申請者は10年での計画をされているとのことでした。相談はいたしました。変更されないまま、このような形で申請をいただいております。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

[午後2時10分から午後2時20分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。14番委員。

14番（只埜和臣委員）

申請地は、第1種農地であり、一時転用は3年以内ということから、不許可に相当すると考え、会長及び県知事宛に不許可相当の意見書の提出を求めたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの14番委員の意見でご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第45号番号18の1案件について不許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である議案第45号番号16の1案件については、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、また、番号17の1案件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 45 号番号 18 の 1 案件について不許可相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である議案第 45 号番号 16 の 1 案件については、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、また、番号 17 の 1 案件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第 46 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」番号 106 から 108 の 3 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いいたします。11 番委員。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

それでは、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、現地調査の報告をいたします。番号 106 を 12 番委員、お願いいたします。

12 番（下山信行委員）

番号 106 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 176 枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされておりましたが、一部ブロッコリーが収穫されたあとが見受けられました。農地区分は、10 h a に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 107 を 9 番委員お願いいたします。

9 番（齋藤真理子委員）

番号 107 を報告いたします。転用目的は、駐車場 5 台分と通路等の整備です。申請地周辺の状況は、田と住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされておりました。農地区分は、おおむね 10 h a 以上の一団の農地に

属する第1種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。隣接する農地は水路と道路に分断されており、雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 108 を 6 番推進委員お願いいたします。

6 番（渡邊正彦推進委員）

番号 108 を報告いたします。転用目的は、建築条件付宅地分譲 8 区画、位置指定道路、道路後退の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と雑種地に囲まれた農地で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10 ha に満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。申請地以外の周辺に田畑はなく、周辺への影響はないと判断されます。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

以上で現地調査の報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 46 号番号 106 から 108 の 3 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。20 番委員。

20 番（中森昭悦委員）

番号 108 について伺います。転用事由の建築条件付宅地分譲、道路後退の意味を教えてくださいませんか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

建築条件付について説明します。通常、宅地分譲の農地転用については、都市計画区域内の用途地域についてのみ転用許可がされます。これは、土地の形状変更のみで転用する特殊な形態であるためです。今回の申請地は用途地域内ではないため、建築条件付宅地分譲として申請されています。これは、宅地販売後 1 年経過しても売れ残った区画については、申請人が住宅を建築し建売住宅として販売することを条件とするものです。

次に、道路後退については、道路用地として土地を寄付し、接道を道路幅 6

mに拡幅するものです。その拡幅分の面積を道路として使用する形となります。

議長（佐々木政直会長）

20番委員，よろしいでしょうか。

20番（中森昭悦委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。4番委員。

4番（中本奈美委員）

番号107について伺います。鹿島台の土地の駐車場ですが，譲受人が美里町の方なのですが，申請地に駐車場5台分のみ所有するのでしょうか。また，204㎡のうち138.5㎡が通路等となっていますが，この広さを全て必要なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

転用位置図6ページをご覧ください。西側に居宅と倉庫があります。今回の事業については，譲受人が居宅も一緒に購入し，移住転入してくる形になっています。現状では，居宅と作業小屋を除くと駐車スペースがほとんどない状況です。そのため，入り口にある農地を駐車場として利用したいとのことです。申請面積の内訳ですが，駐車スペース5台分に加え，進入路や車両の回転スペースを含めた通路等として，残りの面積を計上している形となっています。

議長（佐々木政直会長）

4番委員，よろしいでしょうか。

4番（中本奈美委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 46 号番号 106 から 108 の 3 件を許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 46 号番号 106 から 108 の 3 件を許可相当と認め、県に進達いたします。

次に、議案第 47 号「農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について」番号 21 と 22 の 2 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 47 号番号 21 と 22 の 2 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 47 号番号 21 と 22 の 2 件について、許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 47 号番号 21 と 22 の 2 件を許可相当と認め、県に進達いたします。

ここで暫時休憩いたします。

〔午後 2 時 35 分から午後 2 時 50 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議案第 48 号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について」番号 325 から 332 までの 8 件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 48 号番号 325 から 332 までの 8 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 325 について伺います。今回、中間管理機構で売買しているのですが、現在受付を停止していると聞きました。今回はなぜ適用になっているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

番号 325 について、みやぎ農業公社では、今回の受付中止前、申込みをしております、公社内での手続が遅れたため、今月の総会に諮るものです。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員，よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

予算が足りないから、手続ができないと聞いているのですが、予算がないのに年度内に買手と売渡しができている理由はわからないですが、実際は予算が残っていることなのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

申込み等は以前に済んでおりまして、意見を出すときに遅れているという話がありました。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員，よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

遅れているという点で予算があるかないという話と、また話が違うとは思いますが、すくでも、実際現状で、年度をまたいだときには、確実に売買の申請等に関して進展はあるのでしょうか。また、そのような何か回答等はないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

その件については、4月1日から受け付けするという話は聞いています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。実際，私のところにも，売買の話は来ており，諦めてもらっている人も結構多いです。はっきりとしたところを年度をまたいだときにお知らせしていただければ，また私達も相談されれば正確な回答をできるかなと思うので，もしそういう決まった形であれば，早めに教えていただければと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。質疑がないようですので，議案第48号番号325から332までの8か件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第48号番号325から332までの8か件について同意し，公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。これで審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より，業務予定をお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

最後に事務局，委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。

21番（中鉢守委員）

質問です。地域計画のブラッシュアップは今年どうなっているのでしょうか。つまり2月頃にあるのでしょうか。教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（三浦事務局次長）

ご指摘の地域計画の関係については、昨年の段階では、たたき台としてとして、それぞれの地域の計画を今後、煮詰めていくという前段の計画です。

これは人・農地プランに見直しをかけて、第1回目の地域計画ということで策定したところですが、お話の目標地図についても、これからその内容を精査していくというところです。

これまでは、人・農地プランという形で策定してきたものですが、例えば目標地図に関しては、実際に誰がどこを作るのかという点を今後、煮詰めていかなければならないという点で、色々なノウハウを各地域で持ち合わせていないことから、今年度は古川の富永地区を先行モデル地区という形を取らせていただいて、地域の方々にお集まりいただき、今後、誰がどの場所を作っていくのかという方向付について、座談会といいますか、話合いの場を持ったところです。

これもまた2回目、3回目という形でやっていただいて、担当職員もそれぞれに出席させていただき、そうした手法について、大崎市としてどう方向付けをするのかを検証しながら、具体的には今年度末から来年度にかけて、それぞれの地域で同じような手法で進めていく形になると考えております。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいでしょうか。

21番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，報告並びに連絡事項はございませんか。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，連絡事項等ございませんか。

事務局（星事務局長補佐）

[事務連絡]

事務局（石垣主幹兼係長）

[事務連絡]

6番（高橋順子委員）

[連絡事項]

13 番（高橋恵理子委員）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、連絡事項ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。大変長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げます。これを持ちまして議長の座を降りさせていただきます。本日は、大変誠にありがとうございました。

事務局（桑添事務局長補佐）

それではこれを持ちまして、令和7年度第10回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

午後3時25分閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 1 月 26 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 高 橋 英理子

委 員 只 埜 和 臣